



28江監第661号  
平成29年3月15日

江東区長 殿

江東区監査委員	伊藤貫造
同	秋田茂夫
同	星野博
同	福馬恵美子

平成28年度第3回定期監査の結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項に基づいて行った監査の結果を、同条第9項の規定により、別紙のとおり報告します。

## 平成 28 年度第 3 回定期監査報告書

### 第 1 監査の範囲

#### 1 監査の対象事項

平成 26、27 及び 28 年度における財務に関する事務の執行状況及び施設の管理状況について

#### 2 監査の対象施設

##### (1) 豊洲特別出張所

##### (2) 出張所 (1 所)

亀戸

##### (3) 福社会館 (2 館)

亀戸、大島

##### (4) 保育園 (10 園)

白河、塩崎、辰巳第二、東陽、亀戸第三、大島第二、北砂、東砂第二、南砂第五、城東

##### (5) 児童館 (5 館)

亀戸第二、亀戸第三、大島、大島第二、小名木川

##### (6) 学童クラブ (3 クラブ)

亀戸第三、大島第二、小名木川

##### (7) 江東きっずクラブ (3 クラブ)

きっずクラブ香取、きっずクラブ砂町、きっずクラブ北砂

#### 3 監査の実施期日

平成 28 年 10 月 19 日から同年 11 月 10 日までのうち 11 日間

### 第 2 監査の手続

施設の概要及び歳入歳出予算の執行状況についての資料を求め、監査当日は、関係職員の説明を聴取しつつ、関係書類及び帳簿との照査突合を行うとともに、施設の内外についても必要と認める監査を実施した。

なお、施設の管理状況（震災・火災への対策ほか）について重点監査項目として監査を実施した。

### 第3 監査委員の関与

本件監査に当たって、監査委員 伊藤貫造、監査委員 星野博及び監査委員 福馬恵美子は、前記の期日、監査に関与した。

なお、前監査委員 小出功は平成28年10月30日まで実施した監査に関与し、監査委員 秋田茂夫は同月31日以降実施した監査に関与した。

### 第4 監査の結果

監査対象施設の財務に関する事務及び施設管理は、法令等に従い、おおむね適正かつ効率的に執行又は処理がされているものと認められるが、一部において適正とは言い難い事例があったので別項で意見を付す。

なお、監査の際に散見された誤記その他の事務上の軽微な誤りについては、関係部署に対し、口頭で改善を促した。

### 第5 監査委員意見

#### 1 臨時職員賃金の適正な支出について

区立保育園（指定管理者による管理を行わせている保育園を除く。以下「保育園」という。）に勤務する臨時職員の賃金については、月ごとに各保育園から提出される臨時職員出勤状況報告書（以下「出勤状況報告書」という。）に基づき、保育園を所管する保育課（以下「所管課」という。）において支出の手続が行われている。

今回の監査で、各臨時職員に係る出勤状況報告書と出勤簿、休暇簿等勤怠関係帳票とを突合したところ、複数の保育園において各帳票間における記載等の齟齬が認められた。

一方で、出勤状況報告書の提出を受けた所管課では、保育園に対し記載内容の確認を行うことにより、これら齟齬の多くを解消したものの、本件監査に基づく監査講評により、既支出の賃金について一部戻入手続を要する結果となった。

言うまでもなく、賃金とは、労働の対償として使用者が労働者に支払うものであり、その額に誤りが生じることは、事務処理上のミスとして軽視できるものではない。

今後、所管課においては、保育園に対し出勤状況報告書の記載方法、出勤簿等関係帳票との突合・確認方法等について改めて周知を行うことはもとより、保育園においても出勤状況報告書及び勤怠関係帳票の正確かつ確実な調

製・保管に向けた取組を具体化するなど、臨時職員賃金の適正な支出に向け、所管課と保育園が一体となった実効性のある方策を講じられるよう要望する。